

【居室内面会】

〈居室内に於ける家族面会を下記の事項を遵守頂き開放とさせていただきます〉
記

1（居室内面会遵守事項）

1. 面会時間制限・・・30分（移動5分追加） 計35分
2. 面会時間範囲・・・14：00～16：00間
3. 面会曜日制限・・・なし
4. 面会人数制限・・・3人まで（多数の場合時間内での交代）
5. 居室面会手順・・・①面会簿記入（体温、手指消毒）➡事務所提出
➡事務所より面会許可証受け取り➡居室面会へ
②居室面会終了後、面会許可証を事務所に返却
6. 必須/禁止行為・・・①入居者様、来所者全員マスク着用
②感染予防に留意してください
③居室内での飲食禁止（飲食物の持ち込み禁止）
 - ・面会者の居室以外のフロアー内移動禁止
 - ・差し入れは職員へ声掛けしお渡しください④事前電話予約要す
 - ・前日までの予約
 - ・次回予約は1回、1カ月以内まで
 - ・入居者様の健康状態等による停止あり⑤面会者のトイレ使用は1F玄関トイレ使用

2（施設面会について改定事項）

1. **居室内面会：毎年3月1日～10月31日**
2. **玄関先面会：毎年11月1日～2月28日（感染症予防対策強化期間）**
 - * 玄関ホールでの従来型衝立を挟んでの面会
3. 面会全面中止事項：施設内感染により即時中止と致します
4. 面会臨時中止事項：施設行事、ボランティア等は急遽中止と致します
5. 面会方法変更事項：近隣感染状況により面会方法を変更致します
 - * 「ささがわ」ホームページ等にてお知らせ致します